

1. 平成29年改正旅館業法の施行状況① (旅館業法違反が疑われる事案への対応(違法民泊対策))

(主な意見)

- 違反事例については、自治体の指導で終わっているのか。警察への告発事案はあったのか。

2. 平成29年改正旅館業法の施行状況② (実態として宿泊することが可能になっている施設(営業)に関する調査結果)

(主な意見)

- 宿泊業とは異なるが、消防の観点で安全の担保が取れているか心配。
- ネットカフェ等の施設には、公衆衛生上の問題があるのか。保健所としては、何らかの指導をしたいと考えているが、適用する法律がなく困っているのではないか。実態分析がされているなら、教えて欲しい。
- 保健所(大分県東部保健所)では、通常ネットカフェは宿泊施設とは考えておらず、旅館業としての指導は行っていない。新型コロナウイルス感染症に関しては、たまにネットカフェ利用者から感染者が出ているが、周辺へ感染が広がっている事例はなく、今のところ大きな問題があるという認識はない。
- 一般的には、ネットカフェ等の施設では、衛生面はじめ、非行、防火などの事件が起きており、非常に危険というイメージ。インターネット利用が広がる中で、宿泊という視点で規制をかけるだけでなく、国民にとって有益な場所として安全な場の提供が求められる。
- 社会情勢としてネットカフェ等の施設が使われるマーケットができている。旅館業法として位置付けるかは別として、これらの課題にどう対応するか検討すべき時代になっており、検討していくべき。
- グランピングは、旅館業法の営業許可が必要な事案として扱うのかどうか。

3. 新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた検討課題（第5条）

（主な意見：総論）

- 5条の宿泊拒否の問題は、大きく分けて、今起こっている新型コロナウイルス感染症下での喫緊の対応と、そうではない中での対応という2つの側面がある。

（主な意見：新型コロナウイルス感染症への対応）

- 現場では、5条1号の「明らかに認められるとき」は判断しづらい。判断できるのは医師しかいないという話もある。根本的な感染という問題では、これでは解決がつかないのが現状。
- 経営者は、他のお客様の安全・安心が一番の天秤となる。検温をして（医療機関・保健所に）斡旋した結果として宿泊ができない、という結論となるのも合理的ではないか。
- 検温で37.5度以上だった場合、感染防止ガイドラインに従った対応ができない宿泊施設については、第5条第3号の「宿泊施設に余裕がないとき」による宿泊拒否が考えられるが、これは危うい解釈であり、もう少しきっちりした考え方で対応した方がよいのではないか。
- 保健所でも、ただ熱や症状があるというだけでは、感染症患者と扱うわけにはいかないもので、そこが一番難しいと感じている。また、旅行中に濃厚接触者と判明した場合、帰宅もできず宿泊先に困ることがある。
- 感染予防ガイドラインにより、どこの旅館でも体温検査しているので、スクリーニングで有効に使うべき。
- 無症状者はともかく、発熱までしている人をなぜスクリーニングしないのか。さらに何か必要であれば、従業員向けに配られている抗原検査キットをすぐに適用して、すぐに医療機関が診てくれる環境作りをするなど、運営の問題も併せて考えるべき。
- 働く者の立場からいうと、疑わしい場合には宿泊を断ることができず、大変弱い立場に立たされている。スタッフは、お客様の滞在中のみならずチェックアウト後も寝具の片付けや清掃を行う。もちろん不当な差別につながることはあってはならないと思うが、現状を考えるともう少し柔軟に緩和される部分があってもよいのではないか。

(主な意見：新型コロナウイルス感染症への対応) (前ページ続き)

- 消費者も、今厳しい状態であることを理解した上で、宿泊施設を利用する必要がある。普通の消費者は話せば分かる人がほとんどだが、そうではない消費者に対して説明をする際、明確で具体的な根拠を示すことができれば、事業者も運営がしやすくなるのではないか。
- 過去の感染症の事例では、罹った人への対応を考えたが、今回は罹る人がいるかいないかをどうコントロールするか。これを、法律上どのように対応していくのが適切か。

(主な意見：新型コロナウイルス感染症以外)

- 事があった際に、対応が取れる内容に近づく形で法改正がされるべき。昔は交通機関もまばら、野宿などもあったと思うが、今は野宿はまずありえず、まれにあったとしても、その時は経営者がそれなりの判断をするのではないか。
- 不幸にして過去に黒川の事件があった時代と、今は情報の量が違う。業界としては当然、盲導犬等を断る旅館があってはいけないので、そうならないように指導していく。間違い、行き過ぎがあってはいけないことも理解するが、現状は運用の実態に合わないと感じている。
- 事業者側が消費者側と比べてあまりにも縛られすぎており、圧倒的に消費者の権利が有利すぎると感じる。5条で拒否できないのが分かっている、確信犯として無理難題を言う消費者が多い。旅館業法そのものの問題なのか、運営の問題なのかはあるが、そもそも旅館業法の建付けとして、産業の健全な発達等といった重要な側面があり、消費者に対抗できる仕組みを作る必要があるのではないか。
- 新型コロナの対応にご苦労されている現場の声を伺うと、状況に即した見直しを求めるとのご意見はもっともと思うが、過去に疾病や障害等で差別的な取扱いをされた事例もあるので、こうした方々の声を伺う機会、ヒアリングが設けられるように慎重な検討をお願いしたい。
- 今はSNSも発達しており、安易な宿泊拒否はできない。法的規制がよいのか、あるいは社会的規範で対応できるのか、議論の余地がある。

4. 新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた検討課題（第6条）

（主な意見）

- 利用者の立場からは、職業を記載する必要性について疑問を感じる。むしろ身分証提示の問題の方が重要ではないか。
- 公衆衛生の点から、保健所が感染者を追う場合に職業がなければ苦勞するのかの観点と、治安維持の面で、日本国籍を持つ者にまで身分証の提示を求めるのかという観点がある。その点が整理されれば、結論が出せるのではないか。
- 保健所としては、職業は要らず氏名と連絡先があればよい。
- 本人確認の徹底は実質的な意味がないのではないか。偽名で泊まる人もいるが、デポジットで先にもらえば経済的損失は防げる。安全確保の面は連絡先さえあればよく、本人確認の徹底は厳しい規制になるので反対。
- 個人情報保護の観点からも、余計な情報は不要。
- 職業による追跡は担保できない。経済的損失や犯罪抑制という面では、連絡先を確保し、虚偽の申請をしないことをその場で確認できるものがあるとよい。
- 宿泊施設としては、職業によって何か対応することはない。事前の予約で連絡先を含む情報は先にもらえており、スマートチェックインで効率的に対応している。
- 「私は反社会勢力ではない」という項目にチェックさせるなどすれば、反社会勢力の利用を抑制する効果があるのではないか。

5. その他の検討課題（事業承継手続の整備）

（主な意見）

- 相続と同等程度に簡素化する方向でよい。
- 事業者側も肯定的な意見であるならば、進める方向でよいのではないか。